

教育・保育施設等における事故対策の経緯について（平成28年11月現在）

- 26年 6月 第16回子ども・子育て会議において事故の発生・再発防止について行政の取組みのあり方等を検討すべきとされる
- 26年 9月 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置
- 26年11月 検討会中間とりまとめ
- 27年 2月 「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」を地方自治体宛てに通知
- 27年 6月 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」の公表開始
URL <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>
- 27年12月 検討会最終とりまとめ
- 28年 3月 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」、
「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」を地方自治体宛てに通知
- 28年 4月 「教育・保育施設等における事故報告集計について」の公表
- 28年 4月 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」の設置
【第1回会議：4月25日開催】【第2回会議：10月25日開催】

教育・保育施設等における事故報告及び事故情報データベース

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 中間取りまとめ（平成26年11月28日）を踏まえて、

- ① 特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について（平成27年3月27日）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における事故の報告等について（平成27年3月27日）
子育て短期支援事業における事故の報告等について（平成27年3月27日）を地方自治体宛てに通知した。
- ② 「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」について内閣府HPで公表開始（平成27年6月30日）

【① 事故報告】

○報告対象となる施設・事業範囲

- ・特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ・特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
- ・地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、
ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ・トワイライトステイ）
- ・認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○報告対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故、治療に要する期間が30日以上の負傷・疾病を伴う重篤な事故等（意識不明の事故を含む。）

○報告期限

- ・国への第1報は原則事故発生当日（遅くとも翌日）、2報は原則1ヶ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。
第1報…事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等 第2報…事故の概要、事故発生の要因分析等

○報告のルート

- ・特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の施設・事業者→市町村→都道府県→国
- ・認可を受けていない保育施設・事業者→都道府県→国

【② 事故情報データベース】

○データベースの公表対象は、原則として自治体から第2報以降の事故報告とする。

（事故発生の要因分析等、事故の再発防止のため有用な情報は、原則として第2報以降に記載されるため）

○プライバシーに配慮する観点から、個人情報、施設等の名称・所在地等、事案を特定されるものは掲載しない

（自治体を通じて保護者・関係者等の了解を得たものを公表しており、記載内容は自治体によるもので、国で修正等を加えていない。）

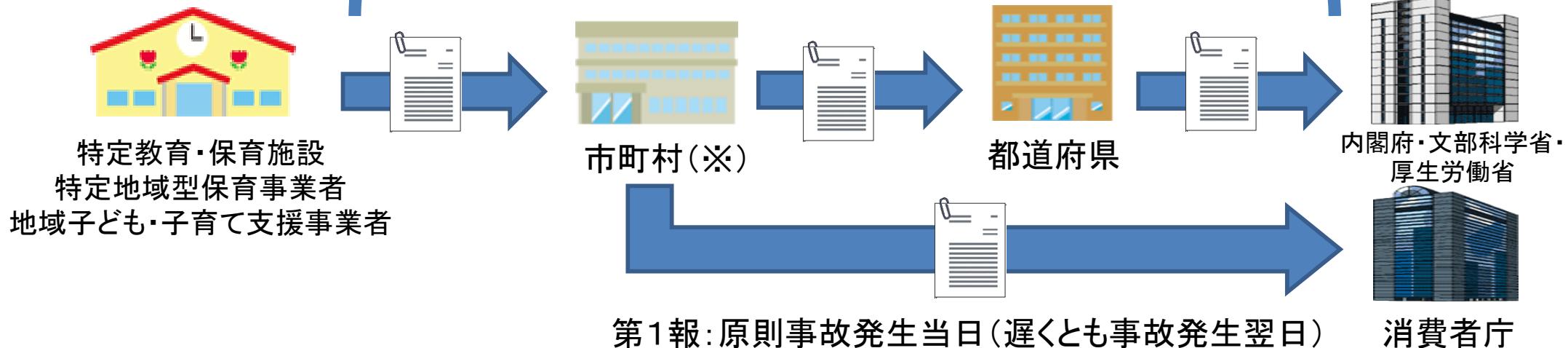
○データベース掲載頻度は概ね3か月に1回（4半期ごと）

○公表データベース項目

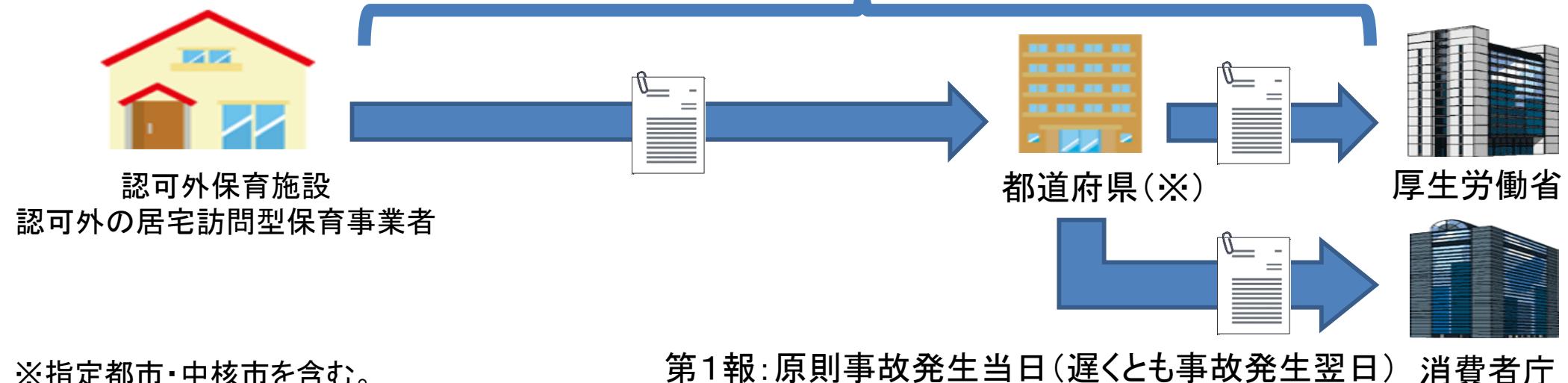
- ・認可・認可外の別・施設・事業種別・事故発生時刻と発生時の場所・子どもの年齢と性別
- ・発生時の体制（クラス年齢・子どもの数・教育・保育等従事者数等）・事故概要
- ・事故発生の要因分析（ソフト面、ハード面、環境面、人的面、その他）・事故発生の要因分析に係る自治体のコメント

重大事故報告の系統

- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



- ①第1報:原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)
②第2報:原則1ヶ月以内程度 等



重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドライン

教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会 最終取りまとめ（平成27年12月21日）を踏まえて、地方自治体宛てに以下を通知し、施設・事業者に周知。（平成28年3月31日発出）

- ① 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について
- ② 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

【① 重大事故の再発防止のための検証】

○検証の実施主体

- ・市町村…認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業等）、地域子ども・子育て支援事業
- ・都道府県…認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

○検証の対象範囲

- ・死亡事故、意識不明等地方自治体において検証が必要と判断した重大事故

○検証組織による検証

- ・検証は、外部の委員で構成する検証委員会を設置して実施する。
- ・検証委員は、重大事故の再発防止に知見のある者（例：学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者）

○検証の報告

- ・検討委員会は、検証結果を踏まえて、具体的な対策について提言を行う。
- ・検証結果、提言を盛り込んだ報告書を公表し、国に提出する。

【② 事故防止等のためのガイドライン】

○事故防止のための取組み～施設・事業者向け～

- ・重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、プール活動・水遊び、食事中）ごとの注意事項
- ・事故防止のための研修等による体制づくり

○事故防止のための取組み～地方自治体向け～

- ・地方自治体、施設・事業者との連携体制の整備
- ・施設・事業者に対する研修や指導監査等の実施

○事故発生時の対応～施設・事業者、地方自治体共通～

- ・事故発生時の段階的な対応（事故発生直後、事故直後以降、状況の記録、保護者等への対応、報道機関への対応、国への事故報告、検証の実施）

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議について

1. 趣 旨

- 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」における検討を踏まえ、平成27年4月から重大事故が発生した場合の国への報告の仕組み等を整備するとともに、平成28年4月からは、死亡事故等が発生した場合に、地方自治体は検証を実施し、事実の把握や発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討することとしている。
- これらの取り組みを受け、国においては、地方自治体の検証報告等を踏まえた重大事故の再発防止策について検討を行うため、「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」(平成28年4月設置)を開催する。

2. 主な検討課題

- (1)事故報告、事故情報データベースに基づく傾向分析等
- (2)地方自治体からの検証報告に基づく重大事故の再発防止策に関する提言
- (3)事故報告、事故情報データベースの充実
- (4)事故防止及び発生時の対応のためのガイドライン等の改善

3. 今後の予定

- 当面、地方自治体からの検証報告の状況を見ながら、以下のような議論を行っていただく予定。
 - ・事故報告や事故情報データベース充実に向けた検討
 - ・傾向分析にかかる分析手法についての検討 など

◇ 委 員 (●:座長)

東 重満	美晴幼稚園園長
小原 聖子	ゆったりーの運営委員会代表
川下 勝利	公益社団法人全国私立保育園連盟副会長
栗並 えみ	碧南市認可保育所死亡事故 被害児童の親
櫻井 やえ子	宮城県利府町子ども支援課長
鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会会長
関川 芳孝	大阪府立大学教授

田中 哲郎	東京工科大学客員教授・小児科医
田中 弘美	一般社団法人日本こども育成協議会副会長
富山 貴仁	東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
二宮 昭子	松戸市こども部幼児保育課指導監・新松戸南部保育所長
●前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授
升田 純	中央大学法科大学院教授・升田法律事務所
山中 龍宏	緑園こどもクリニック院長・NPO法人SafeKidsJapan理事長

(参考)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(抜粋)

(平成二十六年四月三十日内閣府令第三十九号)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。